

令和7年議案第2号

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

愛北広域事務組合

管理者 岩倉市長 久保田 桂朗

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。